

国際掩蔽観測者協会東アジア
会則

(2023年8月27日制定)

第1条 名称および所在地

本会は、国際掩蔽観測者協会東アジア、英語名を International Occultation Timing Association - East Asia (略称 IOTA/EA) と称する。

2 本会および事務局の所在地については、別に細則で定める。

第2条 目的

本会は、東アジア地域において、次に述べる活動を行うことを主たる目的とする。

(1) 天文学の進歩を目指し、天体の掩蔽と食に関する研究を発展、成功させて、人々や社会の認識を高めるための、さまざまな活動を開発し実行すること。

(2) 人々や社会に天文現象に関する情報を提供し、科学的な観測のための体制を組織して、掩蔽と食の観測結果の解析を行うとともにそれにより得られた重要な結果と発見を公表し広く知らしめること。

第3条 使用する言語

本会に関する重要な事柄は英語に翻訳されていなければならない。

第4条 事業

本会は第2条に示す目的を達するために以下の事業を行う。

- (1) 年会の開催
- (2) 掩蔽と食の現象に関する情報提供、議論、研究、解析およびデータの保存
- (3) 会のウェブサイトおよびメーリングリストの管理
- (4) 関連団体との協力
- (5) その他目的達成に必要な事業

第5条 会員資格

本会の会員は、本会の目的に賛同する個人とする。

2 会員は良識をもって活動するものとする。他の会員への侮辱や威圧的な態度は慎むこと。

第6条 会員

本会は、次の会員で構成する。

- (1) 正会員 総会における議決権を有する。

(2) 準会員 総会における議決権を有しない。

正会員は細則で定められた会費を納入しなければならない。既に納入した会費は、いかなる場合においても返還しない。

第7条 入会

本会に入会するためには、細則に定める方法で入会を申請し、理事会の承認を得なければならない。

第8条 退会

本会から退会しようとする者は、細則に定める方法で退会届を提出する必要がある。

第9条 除名および会員資格停止

本会の体面を汚す行為をした会員は、総会の議決を経て代表が除名または会員資格を停止することができる。また、除名または会員資格停止の議事を経る前に、会代表または理事会から注意を与えることがある。

2 除名された者は再入会することができない。

第10条 役員

本会に正会員の中から次の役員を置く。

- (1) 代表 2名以内
- (2) 事務局長 1名
- (3) 理事 10名以内
- (4) 地域理事 各地域1名
- (5) 監事 1名

2 理事は、代表、事務局長および地域理事を兼務することができる。

また、別に定める細則により設置する部局の長を兼務することができる。

3 代表は、理事会の議決により選出する。また、代表の重任を妨げない。

4 事務局長は、代表が指名する。また、事務局長の重任を妨げない。

5 理事および監事の任期は、選任直後の10月1日から3年とし、重任を妨げない。

第11条 理事会

理事会は、代表、理事、地域理事および監事で構成される。理事または地域理事が事務局長を兼務する場合は、理事会の構成員となる。

2 理事会は代表が招集する。また構成員の半数以上より請求があった場合は、代表は理事会をすみやかに招集しなければならない。

3 理事会は、監事を除く構成員の過半数が出席しなければ議決することができない。

- 4 理事会の議長は代表が務める。
- 5 議事は、監事と議長を除く理事会構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第 12 条 理事および監事の選出

理事会は任期満了または理事または監事の補充が必要となった時に、新理事または新監事を任命する手続きを取る。

- 2 理事会は正会員の中から新理事または新監事の候補を自薦または他薦により募る。
- 3 理事会は新理事または新監事の候補者を選定し、総会の議決を得て新理事または新監事を選出する。

第 13 条 総会

総会は、本会における最高決議機関である。本会は 1 年に一度定期総会を実施し、必要な議決を行う。また、理事会は正会員の議決が必要な事案が生じた際に臨時で総会を招集できる。総会の開催方法は、別に細則で定める。

- 2 総会の招集は、総会の 30 日以上前に理事会から会員に通知する。
- 3 総会の議長は、代表または代表の指名したものが務める。
- 4 総会では次の事案を決議する。
 - (1) 事業報告および会計報告の承認
 - (2) 事業計画案および予算案の承認
 - (3) 理事会の提出する新理事および新監事候補の承認
 - (4) 監査報告の承認
 - (5) その他、理事会が総会の議決を要すると認める事案
- 5 総会の議決は、監事と議長を除く総会に出席する正会員と議決権の委任状の過半数をもって行う。可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 6 総会に出席しない正会員は、総会の議決権を委任することができる。委任の方法は細則の定めによる。

第 14 条 会計

本会の資産は事務局長が管理し、代表および監事が監督する。

- 2 本会の資産の運営状況は、事務局長の報告に基づき理事会において審議し、総会の承認を得る。
- 3 本会の年度は、毎年 8 月 1 日に始まり翌年 7 月 31 日に終わる。

第 15 条 会則、細則

本会則を改正しようとするときは、総会において正会員である出席者と委任状の 3 分の 2

以上の賛成を必要とする。

2 本会則の実施に必要な細則は、理事会の議決を経て定め、総会に報告する。

附則

この会則は、暫定理事会の審議を経て2023年9月1日から施行する。

本会は、2023年9月1日を設立日とする。